

# 倫理法・倫理規程セルフチェックシート

## (課長補佐級以上職員用⑦)

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に関する基本的事項についての理解度チェックです。各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問 題	解答欄
1	倫理規程では「勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識しなければならない」と定めているが、この規定は訓示規定であるので、これに反する行動があったとしても懲戒処分に付されることはない。	
2	契約を締結した企業Aの下請企業Bの従業員から、供応接待を受けた。下請企業Bの従業員は直接の契約の相手方ではないので、利害関係者には当たらず、供応接待を受けても倫理規程上問題はない。	
3	利害関係者である市の職員と懇親会を行った。会費として事前に5,000円を支払っており、会計時にも飲食代を確認したところ会費で足りていると言われた。しかし、実際は事前に支払った会費では足りておらず、不足額は市側が支払っていた。会費の支払には十分に注意を払ったが、このような場合であっても、倫理規程の禁止行為に当たる。	
4	利害関係者に該当する銀行の住宅ローンを利用することは倫理規程上認められない。	
5	利害関係者が主催する立食パーティーに招待され、自己の飲食に要する費用11,000円を負担して参加した。多数の者が出席する立食パーティーであれば倫理監督官への届出は必要なく、20人程度以上の者が出席する場合は「多数の者」が出席する場合に該当する。	
6	利害関係者である企業が主催する講演会に講師として出席してほしい旨の依頼があり、先方からは往復の旅費(実費相当)を負担するとの申出があった。この場合、旅費を負担してもらっても、倫理規程上問題はない。	
7	贈与等報告書は四半期ごとに提出しなければならないが、当該四半期の期間の全てを通じて本省課長補佐級以上の職員であった四半期に限って提出が義務付けられている。	
8	国から地方公共団体に出向した職員が、出向先の地方公共団体で事業者から執筆を依頼されて、出向先の業務に関する原稿を執筆し、出向から戻った時点でその報酬として原稿料(5,000円を超えるもの)を受領した。当該事業者は当該職員の利害関係者には該当しないが、贈与等報告書は提出する必要がある。	
9	管理職である職員が、部下職員が利害関係者からお歳暮を受けている事実を確認したものの倫理監督官への報告や当該部下への指導がおろそかになってしまった場合、人事管理上の問題があることに加え、倫理規程違反に問われる場合もあり得る。	
10	現在、全ての府省等及び倫理審査会に通報窓口が設置されており、弁護士等による外部窓口も多くの府省等で設置されている。	